

議案第 5 1 号

日出町老人介護者手当支給条例の一部改正について

日出町老人介護者手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町老人介護者手当支給条例の一部を改正する条例

日出町老人介護者手当支給条例（平成 7 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 9 条第 2 号中「第 7 条第 1 項各号の」を「第 7 条第 1 項に規定する在宅で介護しない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

家族介護支援対策事業の見直しによる家族介護慰労金の廃止に伴い、条例を整備したいので提出する。